

# 研究成果報告書の審査基準及び最終試験実施要項

令和3年12月15日 博士前期課程委員会 決定

## 1. 研究成果報告書審査

### (1) 研究成果報告書審査申請資格

博士前期課程のプロフェッショナルサイエンスマスタープログラムを修了見込みの者であること。

### (2) 研究成果報告書の提出期日

3月期修了予定者については2月5日頃まで、9月期修了予定者については8月5日頃までとする。

### (3) 報告書等の提出方法

指導教員の承認を得たうえで、研究成果報告書1部、報告書要旨（和文及び英文）1部及びポートフォリオ<sup>(注)</sup>1部に、研究成果報告書審査願を添えて提出する。提出先は別途掲示する。

### (4) 研究成果報告書審査委員

所属専攻長の推薦に基づき、理工学研究科博士前期課程委員会（以下、博士前期課程委員会）が認めた所属専攻の指導教員1名以上及び研究成果報告書の内容に関係のある本研究科担当教員2名以上をもって審査会を組織するものとする。ただし、必要があるときは、本学の他研究科等、又は他の大学院もしくは研究所等の教員等を審査会の構成員（以下、研究科外審査委員）とすることができる。

### (5) 主査の決定

審査会には主査を置き、研究科外審査委員を除く審査委員の互選により推薦され、博士前期課程委員会において定める。

### (6) 研究成果報告書の発表

研究成果報告書提出者は、その研究内容について口頭発表しなければならない。発表の日時、場所等はあらかじめ公示するものとする。

### (7) 研究成果報告書の審査

研究成果報告書論文の審査は、審査会における学位（修士）申請者の口頭発表及び研究成果報告書の内容に係る質疑応答を中心に行う。

### (8) 研究成果報告書の審査基準

茨城大学大学院理工学研究科博士前期課程における修士論文（及び研究成果報告書）の審査基準を以下のとおり定める。

#### 審査基準

- (1) 研究の目的及び当該研究分野における位置付け、加えて修士論文においては新たに明らかにした点が明確に記述されていること。
- (2) 研究方法が明確に記述されていること。
- (3) 実験・観察結果ならびにデータ解析結果、もしくは論理展開が明確に記述されていること。

(4) 考察が論理的に記述されていること。

## 2. 最終試験

最終試験は、ポートフォリオに記された知識・技術修得状況に基づいて口述試験により行われ、「合格」「不合格」を判定する。

## 3. 研究成果報告書の審査及び最終試験の期日

研究成果報告書の審査及び最終試験は、3月期修了予定者については2月末日、9月期修了予定者については8月末日までに終了し、審査委員はその結果を文書をもって理工学研究科博士前期課程委員会に報告しなければならない。

## 4. 研究成果報告書の保管

審査に合格した研究成果報告書の正本を理工学研究科に保管する。ただし、非公開とする。

## 5. その他

この要項によりがたいときは、その都度、理工学研究科博士前期課程委員会に付議決定する。また、実施の詳細は理工学研究科博士前期課程学務委員会において決定する。

(注) ポートフォリオは審査の対象としませんが、研究成果の内容を審査する過程で、必要がある場合に参照します。研究成果報告書の審査終了後に申請者にポートフォリオを返却します。